

自然災害・失業補償 特約付住宅ローン



台風
で半壊



地震
で全壊

倒産
で失業

もしも
のときをサポート

所定の自然災害時や
失業したときに、
毎月の住宅ローンの
ご返済をサポートします!!



突然の災害など
もしものときに安心をプラス



地震・台風で家が
全壊等した場合、最大**24回**分



払い戻し手続きの流れ

罹災または、失業

当行にご連絡

もしもの「自然災害」「倒産失業」時に、この特約をセットしておけば、
住宅ローンの約定返済が、所定回数分払い戻しされます！

倒産で失業の場合、
再就職するまでの間、最大**6回**分

勤務先の倒産、会社事由による解雇によって失業され、
就職できない場合に、住宅ローンの約定返済を一部
払い戻します。



お借入金利は
対象商品の適用金利に…

対象商品の適用金利に対し、**+年0.1%**

たとえば、
2,000万円を35年で
お借入れの場合
(ボーナス返済なし)

金利年1.0% 月返済額 56,457円

+年0.1%

金利年1.1% 月返済額 57,394円

追加負担額は
毎月937円となります。

*払い戻し開始までは、原則1~2ヶ月を要します。

所定の条件がありますので、くわしくは裏面をご覧ください。



池田泉州銀行

(2022年1月17日現在)

自然災害・失業補償特約

本特約は、自然災害により罹災された場合、または失業された場合に住宅ローンの約定返済を一部払い戻します。

払い戻しは、住宅ローンの約定返済を当行が停止するものではなく、

お客さまが行った約定返済の一部を、お客さまに払い戻す方法により行います。

もしも のときをサポート



自然災害とは

以下を直接もしくは間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失

① 落雷・台風・旋風・暴風・暴風雨・豪雨・雹(ひょう)・雪災

② 台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

※最初の事故が生じてから72時間以内に同様の事由によって生じた事故は1回の事故とみなします。

失業とは

ローンのお借入れをされているお客さまご本人が、離職を余儀なくされ、お客さまご本人の労働の意思および能力があるにもかかわらず、就職できない非自発的な失業状態となった場合

※ただし以下の場合は含みません。

- ①自己の責めに帰すべき理由による解雇、事業主の勧奨による退職
- ②雇用契約期間の終了、定年、定年後の勤務延長、もしくは再雇用の終了または自己の都合による離職
- ③自営業者や公務員、会社役員など雇用保険の被保険者でない方

対象となる商品

当行で契約されている住宅ローン(フラット35、フラット50、無担保住宅資金借換えローン等除く)

資金使途に住宅ローン対象物件の建物取得(購入・建築・増改築)資金が含まれていること

本特約を契約される時点でお借入期間が20年以上あること

住宅ローンの対象物件が、昭和57年1月1日以降に建築された物件であること

お借入金利

対象商品の適用金利に対し、年0.1%が上乗せされます。

○ 払い戻しについて

自然災害

失業

払い戻しの条件

自然災害により住宅ローンの対象となる物件が罹災した場合に、罹災の程度(全壊・大規模半壊以上・半壊以上)により住宅ローンの約定返済を一部払い戻します。

※自然災害により対象物件が罹災した事実や罹災の程度は、市区町村等が発行する罹災証明書にて確認させていただきます。

払い戻し期間

払い戻し期間は罹災の程度によって異なります。罹災日以降最初に到来する約定返済日を起点とし、罹災の程度に応じた回数の約定返済が終了するまでの期間

- 全壊…24回
- 大規模半壊以上…12回
- 半壊以上…6回

※どちらも住宅ローン完済日までの約定返済回数が上記回数に満たない場合は、完済日までの期間に限り払い戻します。

払い戻し金額

- 払い戻し金額は、払い戻し期間中の所定の約定返済額(元本および利息)相当額となります。※遅延損害金は対象外となります。
- 払い戻し金額の1ヶ月あたりの上限は、罹災日または失業日以降最初に到来する返済日の約定返済額となります。
(ボーナス返済額については、罹災日または失業日以降最初に到来するボーナス月時点のボーナス返済予定額が上限)
- 繰上返済やお借入金利変更、返済額見直し等により、約定返済額が罹災日または失業日時点の次回約定返済額より増額された場合でも、払い戻し金額は上記の上限が適用され、増額されません。
- 約定返済額が、罹災日または失業日時点の次回約定返済額より減額された場合は、減額された後の約定返済額が払い戻しされます。
- 払い戻し期間中に住宅ローンの全額または一部繰上返済された場合等の随時のご返済分は払い戻しの対象とはなりません。

払い戻しがされない ケース

- 罹災日または失業日時点において住宅ローンの約定返済が2ヵ月連続で延滞している場合
- 対象となる自然災害を直接または間接の原因としない対象物件の罹災(失火による火災等)
- 本特約付住宅ローンの契約締結以前または解約後または失効後に発生した災害により対象物件に損害が生じた場合、または失業した場合
- 罹災日または失業日前後にかかわらず、本特約付住宅ローンの約定返済について期限の利益を喪失した場合
- 罹災証明書または雇用保険受給資格者証等を罹災日または失業日から2年後の応当日までに当行へご提出いただけない場合
- お客さま、またはお客さま以外の方の故意、もしくは重大な過失によって対象物件に損害が生じた場合

本特約の解約

- お客さまより本特約を解約する旨のお申し出があった場合、解約届および変更契約書の提出が必要です。
- 解約日の翌日以降、本特約に基づく金利の上乗せ(年0.1%)は行いません。なお、それまで上乗せしていた分の利息の返金は行いません。
- 解約時には条件変更手数料11,000円(税込)を申し受けます。

本特約の失効

- 以下の事由が生じた場合には、本特約は失効します。
 - ①ご自宅が全壊した場合②上乗せ金利の変更や、その他特約内容の変更に同意いただけない場合③その他本特約の継続・維持が困難となる事由が生じた場合
 - ④ご自宅の全壊以外を理由とした失効については、失効日の30日前までを目安にお客さまのお届けの住所宛てに書面にて通知いたします。
 - ⑤原則として、失効日の翌日以降、本特約に基づく金利の上乗せ(年0.1%)は行いません。なお、それまで上乗せしていた分の利息の返金は行いません。
 - ⑥失効後も払い戻し期間が残る場合には、所定の回数分が払い戻しされます。

払い戻しの際 の課税

- 本特約に基づき払い戻した金額は、金利の上乗せ負担部分を必要経費として控除し、雑所得として課税されます。住宅ローン約定返済の払い戻しを受けた場合は、原則、確定申告が必要となります。
- 確定申告、税制の変更等を含む本特約に関する課税上の取扱いについて、くわしくは税務署・税理士等へお問い合わせください。

その他

- 本特約はお客さまが加入されている火災保険、地震保険、債務返済支援保険により保険金が支払われる場合も払い戻し期間を短縮したり、金額を減額することはありません。
- 団体信用生命保険の対象となる保険事故により住宅ローンが完済された場合、保険事故が起きた日以後の約定返済分については払い戻しの対象外となります。
- 本チラシの記載事項以外にも、ご留意いただきたい事項があります。くわしくは当行の本支店・ローンプラザをご用意しております「自然災害・失業補償特約付住宅ローン商品説明書」をご覧ください。
- ご利用にあたっては、当行所定の審査があります。審査の結果によってはご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



池田泉州銀行

(2022年1月17日現在)No.7331